

# 令和5年 第2回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年2月28日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室
3. 出席委員 10名  
会 長 7番 坂 本 成 一  
  
委 員 1番 縣 次 男  
2番 二 宮 寿 徳  
3番 秋 吉 一 郎  
4番 高 田 英  
6番 大 野 重 利  
8番 江 藤 国 子  
9番 安 部 義 浩  
10番 麻 生 秀 昭  
11番 橋 本 早 人
4. 欠席委員 5番 大 津 雄 司
5. 議事参与が制限された委員数 3名

## 6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤ 非農地証明の発行について
- ⑥ 空き家に付随した農地の指定について
- ⑦ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
- ⑧ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）

- (4) その他

## 7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 竹下美佳、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

## 8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和5年 第2回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号2番 二宮 寿徳委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」  
(議案第1号 1件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事で承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第2号～12号 11件)

議 長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、11件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案2号について議席番号11番 橋本 早人委員から説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

畑の売買ということで、近所に受人の娘さんが家を建てていて同じ区画で野菜を植えるという話でした。

以上、お願いします。

議 長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

議案3号について、担当の天津委員がお休みですので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい、事務局からご説明します。

その前に一つ訂正があります。議案書で売買となっておりますが、正しくは贈与でありますので訂正をお願いします。

対象となっている土地は、挟間大橋の交差点のところにセブンイレブンとドラッグストアがありますが、そこから北へ200mほど上がったところの農地となっております。

渡人は由布市をかなり昔に離れており高齢であることもありこちらへ帰ってきて管理することも難しいということで、受人も結構高齢なんですけど二人は知り合いということで、受人は申請地の近くに住んでいて農業もやっているということで、贈与の話がまとまり申請が出てきたものです。

以上です。

議 長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案4号について議席番号9番 安部 義浩委員から説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

9番の安部です。議案番号4番についてですが、議案書記載のとおり渡人の田を受人が購入するという事で何も問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きますして議案5号について議席番号4番 高田 英委員から説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

場所は湯布院中学校の裏にあるグラウンド付近の圃場整備区域内の田んぼです。

受人の叔父さんが渡人であると聞いております。渡人はずっと大分に住んでいて20年ほど前からこの田んぼを耕作していたとのこと。

今回贈与で話がまとまったということですので特に問題はないかと思えます。

よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きますして議案6号ですが、1番 縣委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(1番 縣 次男 委員 退席)

それでは、議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

以前塚原におられた方の長女にあたる人が渡人だそうです。

もう全然農地の管理ができないので受人に買って欲しくないかと相談に行って、一部手入れをしないと耕作できない土地があるようですが今後手入れをして畑として耕作していきたいということでありました。

受人は皆さんご存知のとおり認定農業者でありますし、経営面積の拡大ということで問題はないと思えます。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件承認致します。

縣委員 お入りください。

(1番 縣 次男委員 着席)

縣委員に報告致します。  
挙手多数により承認されました。

1番 縣 次男 委員  
ありがとうございました。

議 長  
続きまして議案7号について議席番号1番 縣 次男委員から説明をお願いします。

1番 縣 次男 委員

1番の縣です。

渡人は私より10歳くらい上の高齢でしていつもよくもう百姓はできないなどか話をしていた人なんですけど、たまたまその土地を福岡の医療法人が研修を兼ねてレクリエーション的なことで人を連れてきて耕作したいということで、以前推進委員をしていた小山さんが指導する形でやりたいと。今はきれいに起こされて大事にしている土地です。

問題はないかなと思います。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

この件で小山さんとちょっと知り合いなもんでちょっと話をしたんですけど、なんか小山さんに全部なんか投げやりで管理をやってくれって言われただけみたいだった。それじゃあ医療法人の方が何かするって言ってたんかえって聞いたら、いやそれは何も言ってないと。

普通だったら医療法人とか駄目とはなかなか言えないんだけど、なんか目的が売買だけになっちゃうんじゃないかなと。

1番 縣 次男 委員

何か作るとは言ってたけどなあ。小山さんが指導すると聞いた。

議 長

指導することについてあたりは聞いてないけれども。

もうちょっとこの受人の法人と話をして詰めて検討した方がいいんじゃないかなと思うんだけど。

4番 高田 英 委員

会長、ちょっと質問というか、いいですかちょっと。

議 長

はい。

#### 4番 高田 英 委員

実はこの件で担当農業委員の縣さんのところがわかりづらいから連れて行ってくれないかと同業者（行政書士）の人から連絡があって、縣さんのところまで連れて行ったのでちょっと話したんですが、そんなことは全然聞いてないですね。さらに昨日私のところに小山さんの方から話があって、そんな話は私は全然聞いてないです。

どういうことかという、私が聞いているのは会長が言った話とは全然異なる中で、多分これなんか行政書士の先生から聞いた話だと考え方みたいな資料を添付して出していると聞いたんですが。

#### 事務局

出てきてはおりますが、事務局としても懸念しているところは医療法人の時に下限面積の条件が外れるところの条件に医療法人の業務に必要とする施設であるという所の必要性の判断について、今一つ必要性について疑問を生じるというか。もちろんやろうとしていることはいいことだと思います。

#### 4番 高田 英 委員

だから、どこの法がどこに抵触するかちゃんと言わないと、多分こういう大きい病院には顧問弁護士とかいますから、不許可にするとか保留するとかした場合不服審査申し立てとか訴訟問題とか考えられるので、ちゃんとそこの法的根拠、どこが引っかかるかを言わないといけない。

私もちょっと調べました。ちょっと気になったんで。小山さんから電話があって、私もあんまり頓着無かったんですけど、私もよくわからなかったけど、昨日にある方から電話があって高田さんどうなんだろうかっていうのをやっぱ相談受けて、私もちょっと調べます。でも法的に駄目なものは駄目ですからねという回答の中で私もちょっと調べたんですが、問題は3条第2項ただし書きの中に不許可の例外が定められています。その中の政令で定める場合という言葉があって農地法施行令2号1項1号に効率要件を満たさない相当の事由っていうことの中でじゃ何が書かれているのかっていうと、第2条第1項1号については法第3条第2項1項に掲げる場合、同項ただし書きの政令で定める事由とするとあって、それのハですね。そこに教育、医療、または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定める者がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることと書いてあります。

これ、教育についてはこの前の11月に挾間の保育園の産土会という所が社会福祉事業として申請があったと思います。今回医療法人だということで、これをちょっとややこしいなと思いながら読み解いていったときに、農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる、つまり簡単に言えば農地を患者への就労支援あるいはリハビリ農園として社会復帰へと活用する要務を行いその農地を使っていくかということをやっていると思うんですね。

私久留米に知人がいてその方に電話しました。この病院は精神科、医療内科をやっていて、これについては九州一の大病院である。救急の精神科医としては西日本一であるというぐらい大きい病院らしいですよ。地域の中でも復帰後の就労支援に力を入れてますよということも私も聞きました。ホームページを見ればすぐわかりますよということも私見たんですが、現在久留米の方でも畑なんかを借りて就労支援をやっています。リハビリ農園、就労支援ですね。社会復帰することを重点的に支援しているような病院です。これホームページに明らかに出てますので。私それは確認しました。

それで、先ほど同業者の方からそういう資料があれば送ってねと言ったんですが。

以前の産土会の時はそういう資料が付いていたかと思うんですけど今回何も出てきていない中で、これ見ると当法人の考え方というところで退院後の支援、働くことの支援をしているという内容が書かれています。その中でレストランとか木工クラブあるいは未来の大地ということで周辺の畑を借りて野菜を育てて社会復帰につながるようなことをしています。

今回申請した由布市湯布院町は山に囲まれた盆地の中の中心にそびえたつ由布岳の絶景、おいしい空気、自分の町に帰ったような町の安心感、その中で農作業を行うことは精神的に安定・安心感で社会復帰への第一歩へとつながるということで、農作業の参加プログラムを現地での指導、日常の管理に係ることについて湯布院町の認定農業者がかかわるということで安心していきますということで文書が上がっているんですね。私が昨日小山さんと直接お話しした中ではなにもかも小山さんに任せるとい話は聞いていません。

それとちょっと法的な事をもう1回言いますね。ここに書かれていることの中で農地法第3条のただし書きの中で後段の方に第1号第2号、第4号第7号に掲げる場合においてその政令で定める相当の事由がこの限りでない。つまり第1と第2、第4と第5号について、ここは考えなくてもいいですよって話ですよ。

つまり第1号って何かというと、全部効率利用要件ですね。第2号は農業生産法人要件、今は農地所有適格法人要件ですね。で、4号は農作業従事要件ですね。原則年間150日以上農作業しないといけない。それと5号については下限面積要件、つまり由布市で言ったら5反以上ないとだめですよ。これは考えなくていいですよということ。じゃあ考えないといけないのは何なのかというと、3号ですね。3号は何かというと信託の引き受けにより権利を取得される場合って書いてあるんで、今回これを該当しません。それと6号については転貸の禁止。所有権以外の権原でってなっているんで、今回は所有権を求めているので借りてからまた他の人に貸すとかではないので該当しません。かかってくるとすれば7号に書かれている権利取得後その地域の周辺における、地域の農業をやっている人に支障を及ぼさないということですね。ここだけがクリアされれば結局OKであるという考えではないかと私は思うんですけどどうでしょう。

## 事務局

多分法律の話は今そらで言われてもわかりにくかったとは思いますが、3条は、皆さんある程度ご存知だと思うんですけど、5反以上ないといけませんとか農業に常時従事しないといけませんとか、色々これに引っかかるとだめだよという条件があります。それで、社会福祉法人とか非営利法人については5反要件とか常時従事要件とかはないですよってものを今高田さんが説明をしてくれたんですね。あと他には法人の時には農地所有適格法人じゃないといけないとかいうのもあったりしますが。

じゃあなにが条件なのかっていうと、もうこれだけです。法人の業務の運営に必要な施設の用に供することというのが社会福祉法人の時の特例の条件になってます。じゃあこれが何かって言ったら、一般的にはリハビリテーション農園とか。由布市で例があるのは庄内厚生館が障害者支援施設を持っているのでその障害者の人が就労というか活動するための農園をやるとか、またこの前に出たのは挟間の保育園をやっている社会福祉法人が園児の食育活動として使う農園だという場合でここに該当させた例はあります。なので、ここに該当するかしないかということだけで判断をするということになってくるかなと思います。

それで、さっき高田さんが言っていた久留米の法人さんの文書を今次長がコピーしに行ってくれてるのでそれを後で配るんですけど。

4番 高田 英 委員

結局そこだけやわな、関わってくる判断材料としては。

事 務 局

となったときに、端的に言うとは久留米市の法人が湯布院で土地を持つ必要があるんですか？っていうのは一般的に考えたら引かかる感じはすると思います。

社会福祉法人だから土地を持てる要件はありますよ、なんですけどだからと言ってイコールで土地を持てますではないんですね。普通法人が農地を所有するときっていうのは農地所有適格法人でないといけません。そして適格法人の時には年に1回ちゃんと耕作しているかという報告の義務までついてきます。なので、普通法人が農地を持つ場合には厳しい制限があるんですけど、社会福祉法人の時はその報告義務はないんですね。

4番 高田 英 委員

今回は医療法人。

事 務 局

そう医療法人。まあ、そういう福祉的な法人の時はそのような義務もないです。じゃあなんでこれが定義されているかと言ったら、福祉法人がそういうリハビリ農園なんかをやりたいとなったときにこの要件が無いと土地を持てないんですね。基本的には適格法人になれないので。農業がメインの法人ではないので。基本的に持てないけど福祉的な意味で持つ必要があるときにはこの要件を使うしかないですねということまで定義されています。だから、この要件はかなり重い要件だと私は思っています。本当にその法人がこの土地が必要なのか、必要であるならば所有していいということなので。そしてその判断は正直農業委員会が判断していいんですね。

だからそこについて審議をする必要があるかなというところで、今資料を配ってますのでちょっと読んでください。

9番 安部 義浩 委員

場所はどの辺ですか。ちょっと街中？

1番 縣 次男 委員

場所ですか？玉の湯旅館の裏あたりです。

事 務 局

今資料を読んでいただいたかと思うんですけど、そういうレストランであるとか農園も久留米の方では農園も借りて作っているよっていうあたりが書いてあるので、活動としては非常にまっとうな病院法人だと思います。

となったときに、事務局の中で話してる時に出た話としてはですね、この法人は久留米にあるんですね。それでこの申請を出してきた行政書士と話した時に将来的に湯布院の方に拠点を構えようかなというようなビジョンはある、ぐらいの話だったんですね。ただまだその話は具体的ではなくて、今後進めていきたいぐらいの話だったんですが。久留米から湯布院までかなり遠隔地というところで、当然通うという話になるとやはりかなり、片道1時間か1時間半ぐらいかかるんですね。そういう所に構えるということが業務として普通あるかなっていうのが、一般常識的に考えたらやっぱりちょっと大変なんじゃないのっていうのは言われて当然かなと思うんですけど、そこがまず引かかる場所ですね。

また、今久留米で土地を借りているんならその近くで借りるという話もあるだろう



し、買うにしても久留米とか福岡の近隣の市町村でいいんじゃないのかなというのがあるんですけど、遠隔地だからダメというのは法律上は無いので。

3番 秋吉 一郎 委員

今事務局は遠くからという話なんだけど、今回の申請でなにか疑義があるような感じがするわけ？申請書の中から。

事務局

過去の例からいくと、庄内厚生館、挟間の産土会など市内の法人が土地を持った例はあります。通常法人が自分のところで使う時って近いところで持つじゃないですか。庄内厚生館は当然庄内の土地を取得してます。仮に湯布院の土地とかだとやっぱりちょっと遠くて大変だねっていう話になると思います。

それで、今この法人が湯布院に何も拠点が無いっていうのがちょっと引っかかっているところです。もしこれが湯布院のどこかの病院と提携してますよとか湯布院に保養所持ってますよとかだったら、そこにステイしてやりますっていうので非常に筋が通るんですけど、今なにもない状況で今後の話もビジョンはあるかもしれないけどはっきりはしてない状況でっていうのは、正直言ってちょっと引っかかっています。

順序としては、農地を使いたいんだったら今は借りるとかで農地を使っていて、もしそれがうまくいくんだったら拠点を置いた時に買うんなら何も問題ないのかなと。

3番 秋吉 一郎 委員

そしたらな、この土地は1反3畝ぐらいやわな。変な言い方したら悪いけど、売買とか他の目的にするようには取れないと思うし、今言ったような施設があって隣だからというようなことは考えから外してもいいんじゃないだろうか。久留米から湯布院に観光じゃないけど関係者出来て農作業をするということはおかしいことはないと思うんや。そういう施設の近くにないといけないということちょっとおかしいと思う。

議長

いや、一つおかしいのはどういう作業をするのかとか。農作業は小山さんにしてもらう、ただ見に来るだけっているのは、精神的に不安のある人はそれでも落ち着くかもしれないんですけど、作業するんだったらどういうことをするのか具体的にちょっと聞きたいし。

3番 秋吉 一郎 委員

これからするとね、働くとかいろいろ書いてあるから、みるだけという話にはならないと思うんだけど。

議長

だからその突っ込んだところのどういう仕事をするかというのをね。

私は医療法人が買うのが悪いっていうわけじゃないんですよ。だけど通ってきてどういうことをするのかなど。

3番 秋吉 一郎 委員

だからね、面積がものすごく小さいじゃないかえ。小さいからいいって言うわけじゃないんで。小さい畑で色々するということが自体がおかしいことじゃないんじゃないかなと思うんだけどな。ものすごく広範囲で買って部分的に使うとかいうことじゃなくて、1反3畝ぐらいいならそんなに大きなものじゃないし。そういう施設の人が使

って農園をするっていうこと自体はそんなに問題はないんじゃないかなと思うんやけどね。

## 事務局

もちろん下限面積はこの場合には適用されないので、小さいけんいいとか悪いとかは…。

### 3番 秋吉 一郎 委員

そうそう、俺もそういうことを言ってるんじゃないくてな、1反3畝ぐらいならそういう施設の人が耕すぐらいだから目的としては、そういういろんな作業をしたいという目的もあるんじゃないかなと。普段の管理は小山さんに任せるということなんだろうけど。おそらく今言うように普段の管理は小山さんがずっとしないといけないと思う。実際はそういう人が来てちょろちょろと作業して帰るだけかもしれないけどな。その辺はことで、どうするかってことを考えたほうがいいんじゃないかなと。

### 4番 高田 英 委員

さっき言った通作距離の考え方としては第1号要件にあるので、そのこと、遠くから来てどうだこうだということ自体が法から外れていると思うんですけど。そこを言うなら、南由布のところの裏手を佐賀県の人を買って許可した例がありますし、最近庄内の龍原の人の相談を受けている中で、家はあるけど、農地もあるけど、みんな結婚して北九州に住んで、北九州から通って耕作してる人もいるんで、その通作距離がどうのこうのというのはここでは該当しないと思うんですね。

施設があるかどうかというのは私も秋吉委員の意見に賛成で、法を読み取っていったときにそこに施設があるかどうかということを書いている文面じゃないと思うんですね。問題はそこの施設としてちゃんと耕作をしてリハビリ農園として繋げていく、使うかどうかという判断じゃないかと思うんですけどね。

だからこれを見る限りは大丈夫だと私は思います。

だからここは田んぼなので、ここで何するかと言えば田植えとか稲刈りとかするっていうふうに小山君から私は聞いていたんですけど、それを事細かく例えば苗作りからするのかどうかってことまでは聞いていないんですけど。それで病院の方が効果があるってことでやろうとしているので、何か他のものをここに建てようとしているものではないので、法人がもしそういうことに取り組んでやればそういう農地の使い方もあるんじゃないかかっていうことになるんじゃないかなと。逆にある程度話はできていると思って、渡人を私知っていたのでちょっと話を聞いたんですけど、渡人は高齢で病気がちのため買ってもらいたいと言っているという話を聞きました。だからこの話が崩れたときに逆に耕作しないまま残されてしまう可能性もないことなはない、それが一番悪いんじゃないかなと私は感じましたが。

### 3番 秋吉 一郎 委員

それとな、この言葉がいいのか悪いのか分からんけど、湯布院って言ったら観光地じゃないかえ。法人の人たちがそういう目的で来てするっていうのも考えがあるんじゃないかなと思うんだけど。まあそれがいいとかいう話じゃないんだけどね。要は、なぜ湯布院でこういう申請が出たかって言ったら、やっぱり久留米の方からも湯布院っていうのは魅力っていうのがあるんじゃないかなっていうことでこういう計画を作ったんじゃないかなと思うんだけどね。だから遠隔だから悪いっていうのは俺はおかしいんじゃないかなと思う。目的さえちゃんとしていけばいいんじゃないかなと思うんだけど。

議 長

何かほかに意見有りませんか。

8 番 江藤 国子 委員

さっき出た佐賀の人はちゃんと高速で2トン車に機械載せて作業には来てるんですよ。だからそれはまああるかなと思ってて。

私これ最初見たとき引かかったのは、やっぱり体験プログラムでするとは言うけど遠いよなと思ってて、田んぼで体験プログラムするんだったらどのみち田植えと稲刈りぐらいになるじゃないですか。それならあまり効果もないのかなと思ったりして、それなら買うんじゃないじゃなくて借りたらいいんじゃないかなと思ったりしたんだけど。

やっぱりなんか湯布院病院とかがするならすごい話も分かるんだけど…。

4 番 高田 英 委員

いや、逆に湯布院病院とかそういう科がないやろ、精神的な。おそらく医療法人とかいったら内科とか外科とかそんなところがやってたらおかしいやろってなると思うんだけど。

8 番 江藤 国子 委員

でも精神的に病んでる人っていうカリハビリをやっている人じゃ…。

4 番 高田 英 委員

だからそれがもう完治しつつある人やろ。全然悪い人を連れてきてそこで作業するとかいうことではないと思うけど。

8 番 江藤 国子 委員

年に2回で効果があるのかなと思って。してることは悪いとは全然思わないんだけど、ちょっと引かかるかなって。

事 務 局

ここにあるように業務の運営に必要な施設の用に供することっていうのが唯一の条件だというのはさっき言ったんですけど、じゃあなんで湯布院である必要があるのかっていう説明を付ける必要があると思います。で、普通は必要な施設ってなったときに一番考えられるのは病院から近いとか、庄内厚生館だったら庄内厚生館から近いとか、そういうのが一番理由としては成り立つと思います。そういう意味でさっき湯布院に拠点がない状態っていうのはそこがどうなのかって言ったんですけど。別に通作距離が遠いから悪いとかいうわけではなく。だから、例えば北海道の病院が湯布院に保養所の一つでも持っていれば別にいいと思うんです。それは北海道だろうが福岡だろうがいいですけど。なので、湯布院に現状何も拠点がないというのが僕は引かかかっていて、それでいいならなんでもOKになるというのはちょっと避けたいという所です。

だからちゃんと理由が建つなら全然いいんですけど。必要な施設かどうかの根拠はどうかかなあとずっとと思ってます、これ見ながら。

あと、売主が売りたい、買主が買いたい、だからそこが合致しているからOKというわけではない。そこの売り主が売りたいかろうがどうだろうがっていうのは法の観点からは関係ない話かなと思います。

4 番 高田 英 委員

ここに書いちょんやん、最後の方に。これがその病院の思いじゃないの。  
今回申請した由布市湯布院町はってそこから始まって、病院としてはそういう形で使いたいということが書かれているのであれば。

10番 麻生 秀昭 委員

これ、認定農業者の人が管理とか手伝ってくれるということだけど、そこんところは。

4番 高田 英 委員

問題ない。全然問題ない。法的には。

10番 麻生 秀昭 委員

いやいや、法的じゃなくて、事実上で。小山さんでしたかね、その人が良く話を聞いてないような感じになっているとか。

3番 秋吉 一郎 委員

会長が話すこととちょっと違ってるけんな。

4番 高田 英 委員

小山君と話した後向こうから電話がかかってきて、高田さん会長からこう言われたんだけど。俺も会長が言っていることと小山君が言っていることが全然違うんで。私は管理指導を頼まれているんやっていうことで、田植えとか稲刈りとかのプログラムを考えてやってくれて言われてるって言うから、ちょっと調べるわって一生懸命調べたんや。

10番 麻生 秀昭 委員

そこがはっきりわかかっていて、ちゃんと責任もってやる人がいて周りに迷惑かけないという条件が揃っていれば問題ないんじゃないかなと。

4番 高田 英 委員

何もしないわけじゃないし、ちゃんと農地として管理していくと言っているんだからそこはもう信用するしかないと思うけどな。

10番 麻生 秀昭 委員

そこがはっきりしているのであれば、さっきから聞いてないというような話も出るので、一番は水管理とか草刈りの問題とか雑草の問題、そういうのがきちんと管理しないと刈り取りに行ったときにきちんとした作業ができないということになるので。

4番 高田 英 委員

そんなことはないと思うけどな。

10番 麻生 秀昭 委員

そうであれば全然いいんですけど。

3番 秋吉 一郎 委員

小山君はそういうあれはないと思うんですよ。ただ、俺が気になったのは会長に話したのと高田委員に話したことが違うけんな。土地が小山君が作っているところの近

くだからちゃんとすると思うんや。その点はいいと思うんだけど、なんでそんなに二人の話が違ったんかなって。

議 長

いやいや、僕が聞いた時にはもう、田植えから刈り取りまでまるっとお願いされたって聞いたからちょっとあらっと思った。どこに治療の、患者さんを連れてきて何をするか、そういうことを聞いてないかって尋ねたら聞いてないと。まず耕作することを前提に話が来ているというのは聞いている。

6 番 大野 重利 委員

もうこれ継続審議で次に行きませんか。これ結論出らんで。この話だけで3、40分取ってる。

議 長

どうでしょうか。

4 番 高田 英 委員

決を採ればいい。

1 1 番 橋本 早人 委員

結局これ、売買してから医療法人がもし違う用途で使う時にはできないんでしょ？

4 番 高田 英 委員

田んぼ以外できない。田んぼか畑。

事 務 局

田んぼか畑にするならいいです。まあ、もし所有した後に何かあって売買とかするならまた申請が出る。転用でも申請が出るし。

1 1 番 橋本 早人 委員

まあ最終的に何かあったときにはこっちで却下すればいいんですよ。

4 番 高田 英 委員

そうそう。

事 務 局

なにかあったときというときと…。

1 1 番 橋本 早人 委員

使用目的が違ったとか。

4 番 高田 英 委員

それは指導はできると思う。

事 務 局

ただ、過去に例があるんですけど、全然この件とは関係ないんですけど、3条で耕作するって言って買ったけど全然耕作しなかった人がいるんですけど、それであなた耕作するって言ってたじゃないですかということでその所有権移転を取り消したり

とかはできないんですよ。難しいので。

正直所有権が移転したらうちから口出しがかなり難しくなるから、最初によく審議しておこうということです。

4番 高田 英 委員

どっちにしても医療法人が農地を持つんだから、その先何かするんなら届けが要るって話やろ。

1番 縣 次男 委員

なんかする時はまた申請しないとイケないわな。

4番 高田 英 委員

ただ、なにも耕作をしなかったら指導はできるということ。まあ指導ぐらいだけど。

もう決を採りましょう。

議 長

この件について継続審議にするかしないか、挙手をもって採決してもいいですか。

4番 高田 英 委員

私はもうした方がいいと思う。

3番 秋吉 一郎 委員

事務局は何かあるん？何か心配するようなことが。

事 務 局 長

意見は出尽くしたので、あとは委員さんの判断だと思います。

議 長

じゃあ決を採ります。

承認される委員さんの挙手を求めます。

続きまして議案8号について私から説明をします。

渡人のお父さんが息子さんに生前贈与するということでもあります。別に問題ないかなと思います。

渡人は奥さんに早く先立たれて一人で農業をしているんですけど、息子さんが2人だったか、3人でよく田んぼで田植えをしたりして頑張っております。受人は長男だと思おうんですけど、息子さんに贈与するということで問題はないと思います。

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案9号について担当の大津委員が欠席ですので事務局から説明をお願い

いします。

## 事務局

はい、事務局です。

農地の場所は挾間町の同尻橋から南の方へ400mほど行ったところですが、先月の空き家バンク付随農地の議案で上がったものの内の4筆の田んぼとなっております。

受人の方が空き家を買われて、この農地も一緒に購入して耕作するという事で3条が出ております。以上です。

## 議長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案10号について、議席番号1番 縣 次男委員より説明をお願いします。

### 1番 縣 次男 委員

1番の縣です。説明をいたします。

渡人は県内の高校の先生をされていてつい最近定年退職をしたんですけど、農業をしたことはほとんどなくて、今は家の近所にブルーベリーを2反ほど植えているそうなのですがあとは農地が沢山あるけど手放したいっていう話をよくしていました。受人は渡人のすぐ隣の人です。受人は現在乳牛を110頭ちょっとぐらい飼っています。そして最近は餌代が高いということでとにかく牧草を自分のところで作りたいということで話がありまして、ちょうど渡人と受人の思惑が一致したので話がまとまりました。

申請地は3年ぐらい前から受人が借りて耕作していて牧草が青々としていまして、受人は後継者もいますので何も問題ないかなと思います。

よろしくをお願いします。

## 議長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案11号について、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

### 10番 麻生 秀昭 委員

場所は庄内町長野で、ここは過去に申請があったところの続きのようですが、場所的にはポツンと一軒家と言ってもいいぐらいの山の中にあります。

受人は農地を購入してネギ、スモモ、栗などを作ってやっていきたいということで

す。

先ほども言いましたけど、令和2年に渡人から家と農地を買っていたんですが当時は自宅周りの農地が完全に藪というかそんな状況で足も踏み入れられないような状態になっておりました。それで前回申請の時には空き家に付随した農地として1筆だけ農地法3条の申請をしていましたけれど、購入した家に住んでからその荒れ果てた農地をかなりきれいに刈り上げてます。あとちょっとで竹とか笹とかそういうのを取り除いてしまえそうな感じ、そこぐらいまで農地を復元させています。

会社の方も退職して農業一本でやっていきたいということで、現在は農機具等も買って野菜中心にやっていこうということで、今一生懸命に農政課とかの研修会とかにも参加して行って農業を学びたいということで頑張っています。あとはサポート会議の方とかにも相談に行ってるらしくて、たった一人ですけど一生懸命頑張っているような状況です。

あの努力を考えたらですね、ちょっと認めてあげないわけにはいかないかなと思っておりますけどご審議の方よろしく願いいたします。

## 議 長

あの、受人は現在実践大学に研修で勉強に行っています。そして3月以降だったか、由布市がスタートアップ事業で柚ノ木の方でやるのに、受人は1町ほどネギを作りたいということで来てます。私の家にも1週間ぐらい研修に来たんですけど、まじめに一生懸命取り組む人で安心して任せれるんじゃないかなと思います。

それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案12号について、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

## 6番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

挾間町来鉢という所ですが、前に駐在所がちょうどあった位置になるんですが、駐在所は1年ほど前に向原の方に移りまして土地が空いております。その駐在所の土地の向こうに受人が持っていた土地があるんですが、今回の申請地はかなり小さな土地になるんですが、今回の申請は土地の交換ということになっております。審議よろしくをお願いします。

## 議 長

それでは、議案12号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。



■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第13号～14号 2件)

議長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案13号について、私（議席番号7番 坂本 成一委員）より説明をします。

この土地はずいぶん前から防火用水が作られておりまして地目変更がされないまま田ということです。今回申請者が防火用水とその周りに消防自動車が停められるようなスペースということで地目変更したいということでありませ

それでは、議案13号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案14号について、議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

関連資料は8ページから13ページで、9ページに位置が出てます。老人ホーム温水園の北寄りです。

現在桧、杉が植えられている状況で約10年生のものが植わってます。平成25年4月に植えましたということで、この時は農地法を知らずにやってしまったということです。

隣地の同意も付いているみたいなので致し方ないのかなと思います。よろしくお願

議長

それでは、議案14号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第15号 1件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案15号について、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

はい、説明をいたします。

地図は14ページからです。次の15ページの方がわかりやすいかと思えます。

場所は地図からいきますと、下の方にあるのが国道210号線です。真ん中らへんに庄内駅入り口というふうに交差点があると思えます。それから庄内駅の方に向かって天神山方面に右に曲がると、そこに新しい道路が出来ています。その道路に面した土地です。

次の16ページを見ていただければ、ちょうど赤枠で囲んである三角形のような土地です。ここを受人が買って住宅にするという申請です。この周辺はちょっとずつ新しい住宅が建ってきています。

水路組合の排水の協議とか許可を貰っているようでありまして、資金関係もきちっとできていると思えます。ちょっと住宅の割には面積が広いかなと、496㎡ぐらいあるので、思ったんですけど土地が三角形であるのと新しい道路との高低差があるので、まあしょうがないかなと。審議の方よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案15号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

## ■日程 第5 「非農地証明についての審議」

(議案第16号～17号 2件)

議長

続きまして、日程第5 非農地法証明の発行について2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 非農地法証明の発行について、議案朗読説明。

議長

16号について質疑を求めたいと思えます。質問はございませんか。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして17号について質疑を求めたいと思います。

事務局

すみません、事務局より補足説明を。資料の30ページを開いてください。

航空写真と字図の重ね図があると思いますが、今赤枠をしている21番4が今回非農地証明をする土地で、その右側にある20番4っていうのがさっき大野委員さんから説明のあった土地になりますので、この二つの土地を由布市と申請者で交換するという話になっています。よろしくお願いします。

議長

では17号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

## ■日程 第6 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案第18号 1件)

議長

日程第6 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明。

議長

議案18号について、質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、空き家の付随農地として指定する事に致します。

## ■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」

議長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議長

それでは、議案19号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、議案19号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案20号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、議案20号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)」

(議案第21号～33号 13件)

議長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)13件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)、議案朗読説明。

議長

それでは、議案21号から25号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思います。ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、これらの案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案26号ですが、10番麻生秀昭委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(10番 麻生 秀昭委員 退席)

議案26号は継続の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

麻生委員 お入りください。

(10番 麻生 秀昭委員 着席)

麻生委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

10番 麻生 秀昭 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして、議案27号は継続の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案28号と29号ですが、8番江藤国子委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(8番 江藤 国子委員 退席)

議案28号は継続、29号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

江藤委員 お入りください。

(8番 江藤 国子委員 着席)

江藤委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

8番 江藤 国子 委員  
ありがとうございました。

議 長  
続きまして、議案30号は新規の案件です。  
質問はありませんか。  
(ありません。)  
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案31号は新規の案件です。  
質問はありませんか。

(9番 安部 義浩委員より挙手あり。)

議 長  
安部委員さんどうぞ。

9番 安部 義浩 委員  
9番安部です。  
ここに書いてる維持補修作業費って何ですか。サツマイモの下のところに。

事 務 局  
ここは賃貸借なんですが、申請書に書いてあるのが金額とかは書いてなくて、水路の本支流の維持補修作業が組合から要請があった場合には借り手が対応するというので、そのことを維持補修作業費と書きました。

9番 安部 義浩 委員  
分かりました。水路費みたいなことですかね。

事 務 局  
そうですね。

議 長  
他に質問ありませんか。  
(ありません。)  
それでは、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

議 長  
続きまして、議案32号は新規の案件です。  
質問はありませんか。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長  
高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員  
これ、市有地を借りて梨をされるということでいいんでしょうか。

事 務 局  
そうですね、はい。

議 長  
既に木は植わっているんやろうか。

事 務 局  
そうだと思いますけど。  
市保有の梨団地のことですよ。

4番 高田 英 委員  
あ、そんなのがあるん？

事 務 局  
あると思いますけど。

議 長  
梨団地のことじゃないかということです。  
0から植えたら5年間じゃ収益は上がらないかなと思うので。  
他に質問ありませんか。  
(ありません。)  
それでは、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

議 長  
続きまして、議案33号は新規の案件です。  
質問はありませんか。  
(ありません。)  
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。  
審議、お疲れ様でした。